



報道関係者各位

エコマーク「複写機・プリンタなどの画像機器」 認定基準案について 意見募集(パブリックコメント)を実施いたします

(公財)日本環境協会 エコマーク事務局 (住所:東京都中央区、理事長:森嶋 昭夫)では、新たに制定するエコマーク商品類型認定基準案について、幅広く消費者・事業者の皆様方からご意見を聞くために、3月1日付でNo.155「複写機・プリンタなどの画像機器 Version1.0」認定基準案を公開し意見募集(パブリックコメント)を実施いたしますので、お知らせします。

◇No.155「複写機・プリンタなどの画像機器 Version1」認定基準について

複写機・プリンタなどの画像機器は、オフィスや家庭で欠かすことのできない事務機器です。エコマークでは現在 No.117「複写機 Version2」、No.122「プリンタ Version2」認定基準がありますが、この度、これらの基準の全面的な見直しを実施しました。

今回の基準策定(見直し)では、特に使用段階のエネルギー消費について、先導的なレベルの基準値を設定したほか、総合的な環境負荷低減を目指し、資源循環に貢献する製品設計や使用済機器・消耗品の回収の仕組み、トナー・インク等の化学物質、TVOC(総揮発性有機化合物)や微粒子の放散の基準値等の基準項目についても大幅に強化しました。

基準案策定の背景としては、これらの機器は国際的にも広く流通しており、各国の政府や行政機関等でも使用されているため、タイプI環境ラベルの取得やグリーン公共調達基準への適合に関するニーズが特に高く、基準の国際的な調和が求められています。エコマークでは、海外のタイプI環境ラベル機関との相互認証を積極的に進めており、これまでに6機関と相互認証協定の締結し、複写機・プリンタ分野で400機種を超える相互認証の活用事例があります。そのため、海外環境ラベル機関との相互認証のさらなる推進を念頭に、各国で参考とされているドイツブルーエンジェルRAL-UZ171「プリント機能付き事務機器」(2012年7月制定)および「国際エネルギースタープログラム」基準(2014年1月発効)との整合を図ったほか、国内のグリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)で対象としている、ファクシミリ、スキャナを新たに対象範囲に加えました。

- ご意見の受付期間: 2014年3月1日(土)~3月30日(日)
- ご意見送付先: エコマーク事務局 E-mail: info@ecomark.jp FAX:03-5643-6257

認定基準案とご意見の募集方法などについては、エコマーク事務局ホームページ(<http://www.ecomark.jp/nintei/public/>)で公開しています。以上

<本件に関するお問い合わせ> 公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局 基準・認証課
TEL:03-5643-6253 E-mail: info@ecomark.jp